

《ご旅行条件書》 世界の食を愉しむ イタリアの美味しい旅

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株)アサヒトラベルインターナショナル（以下「当社」といいます。）が、企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

3. 旅行申し込みと旅行契約

- (1) 参加申込書に必要事項をご記入の上、**2013年10月8日（火）から12月20日（金）の間にアサヒトラベルインターナショナル宛、郵送又はファックスにてご提出ください。**
- (2) 参加申込書提出と併せて参加申込金**30,000円**を下記口座にお振込ください。これは旅行代金の一部となり、残金は旅行開始日の1ヶ月前までにお振込みいただきます。（参加者ご本人のお名前でお振込みください。また、振込手数料はお客様負担となります）また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領した時に成立するものといたします。

三井住友銀行 神田支店 当座 No. 200028
(株)アサヒトラベルインターナショナル

- (3) お申込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。

4. 旅程管理

当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。但し、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合はこの限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることが出来ない恐れがあると認められるときは旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられる為に必要な措置を講ずること。
- (2) 必要な措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ない時は代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程は当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、又、旅行サービスの内容を変更するときは変更後の旅行が当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。

5. 契約書面と確定書面（最終旅行日程表）のお渡し

- (1) 当社は旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 当社はお客様に集合時刻、場所、利用交通機関、宿泊機関等の確定情報を記載した最終旅行日程表を原則として旅行開始日の7日前までにお渡しいたします。（いかに遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。）また、お渡しする期日前であってもお問合せ頂ければ当社は手配状況についてご説明いたします。

6. お客様が出発までに確認、実施する事項

- (1) 旅券・査証について
（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください）
 1. 旅券（パスポート）：この旅行には**イタリア出国時より90日以上有効期限が残っている旅券**が必要です。
 2. 査証（ビザ）：この旅行には**査証は不要**となります。
- (2) 保健衛生について
渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (3) 海外危険情報について
渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」：[「www.pubanzen.mofa.go.jp/」](http://www.pubanzen.mofa.go.jp/)でもご確認ください。

- (4) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行について

旅行のお申込後、旅行の目的地に外務省「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。但し、当社が安全に対し適切な措置がとられると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取り止められるときは、当社は所定の取消料を申し受けます。

7. 旅行契約内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の変更や中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図る為むを得ない時は、原則、お客様に事前説明をした上で、旅行サービスの内容を変更することがあります。
- (2) 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送期間の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して遡って15日目に当たる日より前にお知らせします。

8. お客様による旅行契約の解除（取消料のかかる場合）

お客様は標記取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することが出来ます。

- (1) 参加申込の後、取消した場合は下記取消料がかかりますのでご注意ください。
 - ・旅行開始日の前日から起算し、遡って30日目に当たる日以降の取り消し・・・旅行代金の20%
 - ・旅行開始日の前々日以降の取り消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・旅行代金の50%
 - ・旅行開始後取り消しまたは当日無連絡の不参加・・・・・・・・・・・・・・・・旅行代金の100%
- (2) 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も所定の取消料をいただきます。

9. お客様による旅行契約の解除（取消料のかからない場合）

次の場合は取消料はいただきません。（一部例）

- (1) 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき
 - a. 旅行開始日又は終了日の変更
 - b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
 - c. 運送機関の種類又は会社名の変更
 - d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - f. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
 - g. 宿泊機関の種類又は名称の変更
 - h. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
- (2) 旅行代金が増額された場合
- (3) 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合
- (4) 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき

10. 当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。（一部例）

- ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ・申し込み条件の不適合
- ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

11. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたり、当社又は手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えた時はお客様が被られた損害を賠償いたします。（但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して申し出があった場合に限りです。）
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合は、当社は原則として本項(1)の責任を負いません
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ⑤自由行動中の事故
 - ⑥食中毒
 - ⑦盗難
 - ⑧運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。

1 2. 特別補償

- (1) 当社はお客様が当旅行参加中に、偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物に被られた一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金/2500 万円、後遺障害補償金/2500 万円を上限、入院見舞金/入院日数により 4~40 万円、通院見舞金/通院日数により 2 万円~10 万円、携行品にかかる損害補償金(15 万円を上限。但し、一個又は一対についての補償限度は 10 万円)を支払います。但し、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日については、日程表においてその旨が明示された場合に限り、「当該募集型企画旅行参加中」とは致しません。
- (2) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害賠償金を支払いません。
- (3) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された時はその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

1 3. お客様の責任

お客様の故意又は過失等により当社が損害を被ったときは、当社は当該のお客様から損害の賠償を申し受けます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社添乗員、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

1 4. 旅程保証

- (1) 当社は、旅行日程に次表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に次表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。(旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。)但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行代金とは表記の旅行代金に一人部屋利用料等追加代金を加えた合計額です。
- (2) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - ① 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - ② 戦乱
 - ③ 暴動
 - ④ 官公署の命令
 - ⑤ 欠航、不通、休業等運送機関等の旅行サービス提供の中止
 - ⑥ 遅延、運航スケジュール変更等当初の運航計画によらない運送サービスの提供
 - ⑦ 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ⑧ 日程に記載した旅行サービスの提供を受ける順番が変更になった場合(当該旅行サービスの提供を旅行中に受けることができた場合において)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始日前日に通知の場合	旅行開始日以降に通知の場合
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1. 0	2. 0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
5. 契約書面に記載した本邦内と旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0

1 5. 個人情報の取扱について

- (1) 当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡の為に利用させていただくほか、お客様がお申し込んだ旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為の手続きに必要な範囲内で利用させていただきます
この他、当社では 1. 会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い 3. アンケートのお願いに、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2) 当社における個人情報取り扱い、個人情報取扱管理者の氏名については、当社ホームページ(<http://www.ati-jp.com>)の「プライバシーポリシー」のページをご参照ください。

1 6. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

1 7. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動に要した諸費用等が生じた時には、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) ご旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかる場合があります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入される事を強くお勧めいたします。
- (3) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施は致しません。
- (4) この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。
※当社旅行業約款は当社ホームページ <http://www.ati-jp.com> からご覧になれます

旅行企画・実施: (株)アサヒトラベルインターナショナル

観光庁長官登録旅行業第 141 号・(社)日本旅行業協会(JATA)会員・国際航空運送協会(IATA)公認

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1 丁目 16 番 1 号 いちご神田錦町ビル 5 階

電話 (03) 3291-4041 FAX (03) 3233-2471

Email: shibamoto@ati-jp.com ホームページ: <http://www.ati-jp.com>

総合旅行業務取扱管理者: 村岡尚彦 担当者: 白井・山口・柴本